

## 第440回南国市議会定例会会議録

第7日 令和7年6月19日 木曜日

### 出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	21番 今西忠良

＊

### 欠席議員

なし

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一
住宅課長 松岡千左	上下水道局長 橋詰徳幸

会計管理者兼 会計課長	竹村 亜希子	福祉事務所長	天羽 庸泰
教育長	竹内 信人	学校教育課長	池本 滋郎
生涯学習課長	前田 康喜	監査委員 事務局長	中村 比早子
農業委員会 事務局長	弘田 明平	消防長	三谷 洋亮

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	野口 裕介	次長	門脇 智哉
書記	三谷 容子		

\*—————\*

#### 議事日程

令和7年6月19日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第3 議案第3号 南国市人・農地プラン検討委員会設置条例を廃止する条例
- 第4 議案第4号 南国市公園条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 南国市監査委員条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 南国市消防審議会条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市議会議員及び南国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 児童生徒教師用パソコン購入契約の締結について
- 第13 議案第13号 南国市立図書館建設工事建築主体工事請負契約を変更する契約の締結について
- 第14 議案第14号 市道の認定について
- 第15 議案第15号 普通財産の無償譲渡について

- 第16 承認要求書  
第17 議員派遣の件

-----\*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第17まで  
議発第1号より議発第9号まで

-----\*

午前10時2分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

-----\*

議案第1号から議案第15号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第15号まで、以上15件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長斉藤喜美子議員。

-----\*

令和7年6月17日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長  
斉 藤 喜美子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	歳入の部 歳出第2款総務費		
第5号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第6号	南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第7号	南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第8号	南国市監査委員条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第9号	南国市消防審議会条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第10号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第11号	南国市議会議員及び南国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔7番 齊藤喜美子議員登壇〕

○7番（齊藤喜美子） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号から議案第11号までの8件であります。去る17日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第2款総務費についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は2,035万4,000円の増額で、歳入では、国庫支出金を2,035万4,000円増額計上するものであり、歳出では、総務費関係で交通関係事業費1,250万1,000円を増額計上するものです。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、所得から控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加することに伴う所要の規定の整備並びに電子計算機を用いた公示送達の見直しに係る規定及び加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例に係る規定を追加するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業について、勤務時間の始めまたは終わり以外の時間及び1日の勤務時間の全部について取得できるようにすることから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、仕事と出生、育児または介護の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に関する規定の整備を行うことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号南国市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、地方公営企業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、政令の引用条項について条ずれが生じたことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号南国市消防審議会条例の一部を改正する条例につきましては、本条例の規定に基づき開催される審議会の開催時期の見直し並びに規定中の文章の構成及び表現の形式的な修正を行うことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の報酬額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第11号南国市議会議員及び南国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原油価格及び物価の高騰並びに最低賃金の価格上昇に伴い、南国市議会議員及び南国市長の選挙における選挙運動に関し、自動車の使用に係る公費負担額について見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長丁野美香議員。

＊

令和7年6月17日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

産業建設常任委員長  
丁 野 美 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 3 号	南国市人・農地プラン検討委員会設置条例を廃止する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 4 号	南国市公園条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第15号	普通財産の無償譲渡について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔9番 丁野美香議員登壇〕

○9番（丁野美香） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第4号まで、議案第14号、議案第15号の以上6件であります。去る6月17日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費につきまして、内容は、農業振興育成補助金等事業費785万3,000円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入及び支出におきまして、企業債及び国庫補助金をそれぞれ2,550万円増額し、建設改良費を5,100万円増額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号南国市人・農地プラン検討委員会設置条例を廃止する条例につきましては、人・農地プランについて、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、同法に規定する地域計画として法定化され、その策定に関し附属機関の設置を要さないこととなったことから、南国市人・農地プラン検討委員会を廃止するため、本条例を廃止するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号南国市公園条例の一部を改正する条例につきましては、一般公園等として供用している浜改田物流公園について、都市公園として供用を開始したこと並びに新たに一般公園等としてやなせライオン公園を、緑地として久礼田比江産業団地緑地及び双葉台木材工業団地緑地を追加することから、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号市道の認定についてにつきましては、本議案の篠原鍵田線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものです。去る6月16日に担当課長立会いの下で現地調査を行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第15号普通財産の無償譲渡についてにつきましては、国土調査の成果により分筆された南国市と相手方の共有名義となっている土地について、所有権の整理を行うため、相

手方が管理している土地部分について無償譲渡したく、議会の議決を求めるものです。なお、当該共有名義となっている土地のうち南国市が管理している土地部分については、相手方から無償で譲り受けるものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長杉本理議員。

＊

令和7年6月17日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

教育民生常任委員長

杉 本 理

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第12号	児童生徒教師用パソコン購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	相当と認める
第13号	南国市立図書館建設工事建築主体工事請負契約を変更する契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

＊

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第12号、議案第13号の以上2件であります。去る6月17日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第12号児童生徒教師用パソコン購入契約の締結についてにつきましては、G I G Aスクール構想の実施に当たって整備した南国市内の全児童生徒及び教師用のパソコンの買換えを行うため、公募型プロポーザルが実施された結果、エレパ・四国通建共同企業体が2億900万円で落札しましたので、当該業者と契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第13号南国市立図書館建設工事建築主体工事請負契約を変更する契約の締結についてにつきましては、新図書館の建設に係る工事について、岸之上・日之出特定建設工事共同企業体と締結している工事請負契約の金額を、屋根の部材変更、家具の設置に係る工事の追加等に伴い5,270万1,000円増額し、12億2,970万1,000円とする変更契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 質疑なしと認めます。

委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から議案第15号まで、以上14件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第15号まで、以上14件はいずれも原案のとおり可決されました。

—————\*—————

#### 承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第16、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

—————\*—————

#### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

#### 記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

令和7年6月19日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長 斉藤喜美子

産業建設常任委員長 丁野美香

教育民生常任委員長 杉本理

議会運営委員長 今西忠良

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

#### 議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおりに決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしたとおりに派遣することに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の件につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

#### 議発第1号から議発第9号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発第1号から議発第9号まで、以上9件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第1号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、よりよい復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する大規模災害復興法に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対する防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援や強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 石 破 茂 様

国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 様

＊

議発第2号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	今 西 忠 良

賛成者 南国市議会議員 松 本 信之助

〃 〃 山 本 康 博

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....  
議発第2号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NE T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティー対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

1. 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
2. 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
3. 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣 石破 茂 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 伊東 良孝 様

＊

議発第3号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	山 本 康 博

南国市議会議長 岩松永治様

.....  
議発第3号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかと不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望する。

記

1. 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
2. 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
3. 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南国市議会

内閣総理大臣	石破茂様
経済産業大臣	武藤容治様
経済再生担当大臣	赤澤亮正様

議発第4号

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	山 本 康 博

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第4号

## 米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の2倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われている。

そのような状況の中、政府は、本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定。3月には2回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の7月まで、備蓄米を毎月放出すると発表している。

しかしながら、米の価格上昇は続き、農水省が6月2日に発表した米の平均店頭価格は3週ぶりに下落したものの、いまだ過去最高値圏で推移している。

よって政府におかれては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。
2. 今後の、米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣            石 破      茂 様  
農 林 水 産 大 臣            小 泉 進次郎 様

＊

議発第5号

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	山本康博
賛成者	〃	西本良平
〃	〃	丁野美香
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	前田学浩
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	植田豊
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西内俊二
〃	〃	西山明彦
〃	〃	杉本理
〃	〃	松本信之助
〃	〃	今西忠良
〃	〃	山中良成

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第5号

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

学校給食は、子供たちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質及び量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と、子育て支援や少子化対策への貢献という両面から、極めて重要な政策的意義を有する。政府は、小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費を賄う必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれがある。

したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点も忘れずに実施されなければならない。

給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の強化、有機食材の使用拡大を求める声が高まっている。一方で、日本の食料自給率は38%にまで低下しており、第1次産業の振興や食育の観点からも、地産地消のさらなる推進が必要である。

加えて、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料を30%低減し、有機農業の取組面積を全体の25%に拡大することを目標としており、有機食材の使用拡大は、環境の持続可能性や健康増進の観点からも、行政が先導的に取り組むべき重要課題である。

よって、国による給食無償化の実施に当たっては、全ての児童・生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないよう下記の事項について特段の取組を強く求める。

#### 記

1. 給食無償化の実施に当たっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること。
2. 地産地消の推進、食育の充実、有機食材の使用拡大など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること。
3. 長期欠席児童生徒や、学校外で学ぶ子供たちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
文 部 科 学 大 臣	あ べ 俊 子 様
農 林 水 産 大 臣	小 泉 進 次 郎 様

＊

議発第6号

消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	斉 藤 喜 美 子
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信 之 助

賛成者 南国市議会議員 西 山 明 彦  
" " 山 本 康 博

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....  
議発第6号

消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書

食料品、お米、ガソリン、電気代など、厳しい物価高騰が続く、県民生活は窮地に追い込まれています。

暮らしと営業、地域経済を守る上で最も有効な景気対策の1つは、消費税の減税です。消費税減税に「賛成」68%、うち18歳から29歳では87%（「産経」4月19日、29日）など、県民、国民の多数が消費税減税を待ち望み、自民党の少なくない国会議員も含め、ほとんどの政党が何らかの消費税減税を掲げています。

消費税の減税は、物価を押し下げ、その効果が全ての国民に満遍なく、直ちに行き渡ります。一旦税率を下げればその効果は先々まで続き、この面でも経済対策として最も有効な手段の1つです。既に諸外国では、期限付を含め110の国や地域で消費税（付加価値税）減税に踏み出し、効果を上げています。応能負担の原則で、税金を負担し、無駄遣いを削るなどの施策で、代替りの財源を生み出すことも可能です。

令和5年10月にインボイス制度が始まり、取引先との関係で、やむなくインボイス登録した建築下請業者は、売上げ700万円、利益300万円程度で、初年度（昨年）の消費税納税額は3か月分で4万円程度、今年は12か月分で18万円近くになりました。令和9年以降は2割特例の期限が切れるので倍の40万円近くの納税額になります。価格転嫁もできず、請負単価も上がらない中で、インボイス制度は小規模事業者の経営を圧迫しています。

そこで、政府に、消費税減税とインボイス制度廃止を求め、暮らしと営業を立て直す施策を強力に実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣 石破 茂 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様  
財務大臣 加藤 勝信 様

＊

議発第7号

国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	松本 信之助
賛成者	〃	西山 明彦
〃	〃	杉本 理
〃	〃	今西 忠良
〃	〃	西内 俊二
〃	〃	山本 康博

南国市議会議長 岩松 永治 様

議発第7号

国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書

国民健康保険制度は、国民の5人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱になっている。

しかし、国民健康保険制度設立当初とは年齢構成や所得階層割合が異なり、被保険者にとっては負担能力を超えた保険料（税）水準となっている。年齢構成は65歳から74歳の前期高齢者が45.4%に及び、加入者の43%が無職である。高齢化に伴い医療費も増大しており、保険料（税）負担も増大している。組合健保や協会けんぽと比べて、同じ収入でも負担は2倍以上になっている。

1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担であったが、それ以降、大幅に引き下げられている。そのことが国民健康保険税制を硬直化させ、運営を厳しくする原因となっている。

現在予定されている国民健康保険都道府県単位化による市町村保険料（税）水準の平準化の政策は、

国民健康保険料（税）の大幅値上げを伴う。また、国民健康保険料（税）においては他の保険にはない「均等割」があり、世帯の人数が保険料（税）に影響する。特に、減額措置があるとはいえ、子供にまで課されており、多子世帯ほど重い負担となる。子育て施策の充実を様々に進めている我が国としては、18歳までの子供の均等割全額免除に踏み切るべきである。

よって、国民健康保険被保険者の負担能力に応じた負担水準とする財政支援及び財政基盤の確立のため、以下について早急な実施を求める。

#### 記

1. 国民健康保険制度に係る国庫負担率を上げ、他の被用者保険と均等な被保険者の負担率とすること。
2. 子育て世代に対する財政支援として実施されている未就学児均等割保険料（税）の減額措置を18歳までの子供に拡大し、減額割合を5割から全額（10割）に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 磨 様

＊

議発第8号

年金積立金の運用改善と基礎年金の底上げを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	西 山 明 彦
	〃	今 西 忠 良

賛成者 南国市議会議員 松 本 信之助

〃 〃 山 本 康 博

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....  
議発第8号

年金積立金の運用改善と基礎年金の底上げを求める意見書

国民全ての高齢期の生活を支えるために、公的年金制度があります。そして現在、年金積立金は約300兆円に上ります。この300兆円を原資として、G P I F（年金積立金管理運用独立行政法人）は2001年度から国内外の株式や債券に投資をしています。そしてその中には、現在国際的大問題になっているイスラエル軍需産業への投資も含まれています。本来、私たちの大切な年金積立金をこのような形で投資をするべきではないと考えます。また、今後の世界情勢や日本経済の動向を考えたとき、莫大な損失を生む危険もあります。

諸外国と比較しても多すぎるこの年金積立金を活用して、基礎年金の底上げ、年金保険料の軽減、物価上昇を上回る年金額改定にこそ充てるべきだと考えます。

よって、国におかれては、年金積立金の運用改善と基礎年金の底上げ等を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 様

参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様

内 閣 総 理 大 臣 石 破 茂 様

総 務 大 臣 村 上 誠 一 郎 様

財 務 大 臣 加 藤 勝 信 様

厚 生 労 働 大 臣 福 岡 資 麿 様

内 閣 官 房 長 官 林 芳 正 様

-----\*-----

議発第9号

地域の医療機関、介護施設、障害者福祉施設等へのさらなる物価高騰対策を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月19日提出

提出者	南国市議会議員	杉本理
賛成者	〃	西山明彦
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助
〃	〃	山本康博

南国市議会議長 岩松永治様

.....  
議発第9号

地域の医療機関、介護施設、障害者福祉施設等へのさらなる物価高騰対策を求める意見書

住民生活の根幹となるサービスを提供する医療機関、介護施設、障害者福祉施設等は、現在、エネルギー価格や食料品価格など物価高騰や賃上げの対応に苦慮しており、極めて厳しい経営状況に直面しています。

このような中、国において、令和6年度に診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定に加え、令和6年度補正予算における重点支援地方交付金や令和7年度から入院時の食費基準額の引上げなどの措置が講じられているところですが、これらの機関・施設においては、現下の状況に十分に対応できない実態があります。

医療・介護・障害福祉サービス等は、公定価格によって定められており、物価高騰や賃上げを適時価格転嫁できない仕組みとなっています。このような実態と乖離した分を反映させるためには、診療報酬については令和8年度、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬については令和9年度の次期改定を待たなければならず、この社会経済情勢の中、地域の医療、介護、障害福祉サービス等の提供体制を維持できなくなるのではないかと懸念しています。

よって、国におかれては、これらの機関・施設に対して物価高騰対策として緊急に十分な財政支援を講じるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上9件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、議発第1号から議発第9号まで、以上9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました9件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第7号は否決されました。

次に、議発第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第8号は否決されました。

次に、議発第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第9号は否決されました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第440回南国市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時20分 閉会